

## 不当労働行為事件の推移

### 1 申立件数

労働組合法が、大幅改正により現行制度となった昭和 24 年 6 月 10 日以降、令和 7 年末までに申し立てられた事件の合計は 957 件で、各年代別の内訳は、次のとおりである。

#### 【内訳】

年 代	昭24～30年	昭31～40年	昭41～50年	昭51～60年	昭61～平7年	平8～17年	平18～27年	平28～令7年	合 計
件 数	125	117	154	205	96	91	101	68	957
年平均件数	17.9	11.7	15.4	20.5	9.6	9.1	10.1	6.8	12.4

申立件数は昭和 50 年代がピークで、平成 28 年～令和 7 年はピーク時の約 3 分の 1 に減少している。

### 2 労働組合法第7条該当号別(申立理由別)申立件数

令和 7 年末までに申し立てられた事件の申立理由別内訳及び割合は次のとおりである。

#### 【内訳及び割合】

区 分 年 代	申立件数	申 立 理 由 別 内 訳											
		1号	2号	3号	1・2号	1・3号	1・4号	2・3号	3・4号	1・2・3号	1・3・4号	1・2・3・4号	
昭和24 ～30年	件数	125	76	9	33	0	5	0	2	0	0	0	0
	比率	(100%)	60.8	7.2	26.4	0	4.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0
昭和31 ～40年	件数	117	40	6	12	6	37	0	2	1	13	0	0
	比率	(100%)	34.2	5.1	10.3	5.1	31.6	0.0	1.7	0.9	11.1	0.0	0.0
昭和41 ～50年	件数	154	21	19	30	1	61	2	6	0	12	2	0
	比率	(100%)	13.6	12.3	19.5	0.7	39.6	1.3	3.9	0.0	7.8	1.3	0.0
昭和51 ～60年	件数	205	17	56	20	9	70	0	9	0	22	2	0
	比率	(100%)	8.3	27.3	9.8	4.4	34.1	0.0	4.4	0.0	10.7	1.0	0.0
昭和61 ～平成7年	件数	96	19	18	7	2	34	1	10	0	4	1	0
	比率	(100%)	19.8	18.8	7.3	2.1	35.4	1.0	10.4	0.0	4.2	1.0	0.0
平成8 ～17年	件数	91	12	25	4	9	20	0	4	0	15	2	0
	比率	(100%)	13.2	27.4	4.4	9.9	22.0	0.0	4.4	0.0	16.5	2.2	0.0
平成18 ～27年	件数	101	3	44	4	7	18	0	10	0	14	0	1
	比率	(100%)	3.0	43.6	3.9	6.9	17.8	0.0	9.9	0.0	13.9	0.0	1.0
平成28 ～令和7年	件数	68	1	29	4	5	10	0	8	0	10	1	0
	比率	(100%)	1.5	42.7	5.9	7.4	14.7	0.0	11.8	0.0	14.7	1.5	0.0
合 計	件数	957	189	206	114	39	255	3	51	1	90	8	1
	比率	(100%)	19.8	21.5	11.9	4.1	26.7	0.3	5.3	0.1	9.4	0.8	0.1

※ 労働組合法第7条 1号 不利益取扱い等  
 2号 団体交渉拒否  
 3号 支配介入等  
 4号 報復的不利益取扱い

単独事件（申立理由が単独）については、1号事件（不利益取扱い等）及び3号事件（支配介入等）が減少し、2号事件（団体交渉拒否）が増加する傾向にある。

複合事件（申立理由が複数）については、昭和30年代以後、1・3号事件が増加していたが、昭和60年代以後は減少し、2号を含む事件が増加する傾向にある。

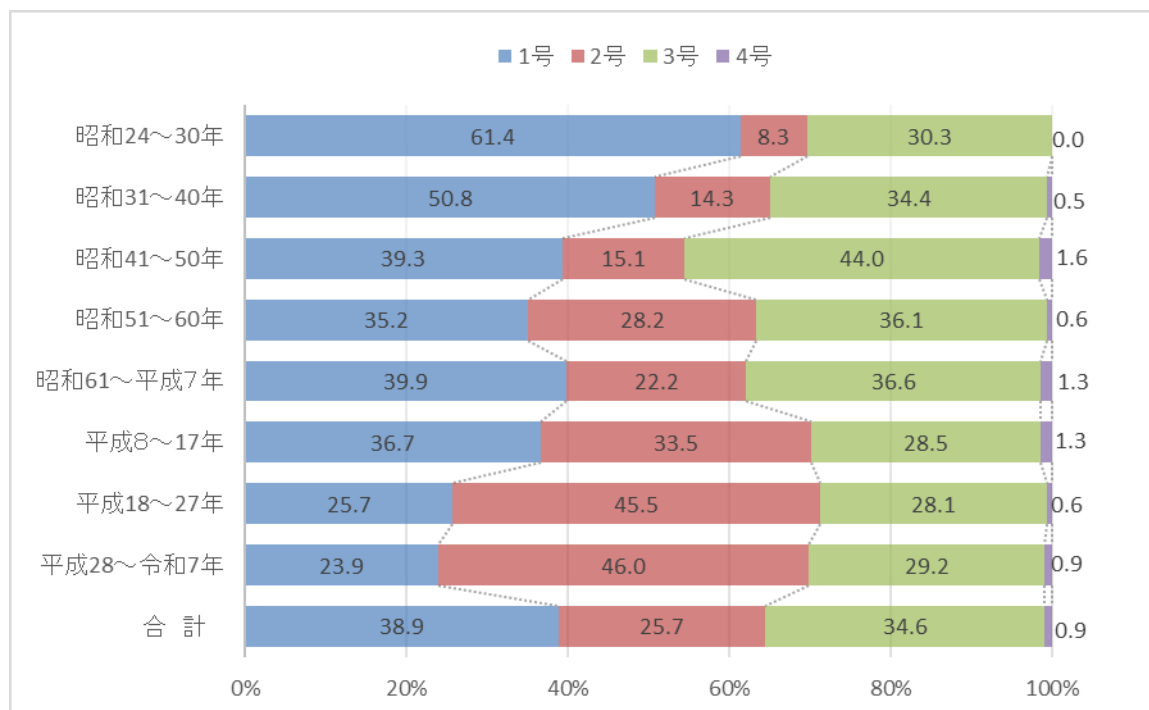
申立内容を該当号別に分解・整理し、集計すると次のようになる。

【内訳】

区 分 年 代	申 立 内 訳				合 計
	1号	2号	3号	4号	
昭和24～30年	81	11	40	0	132
昭和31～40年	96	27	65	1	189
昭和41～50年	99	38	111	4	252
昭和51～60年	120	96	123	2	341
昭和61～平成7年	61	34	56	2	153
平成8～17年	58	53	45	2	158
平成18～27年	43	76	47	1	167
平成28～令和7年	27	52	33	1	113
合 計	585	387	520	13	1,505

※ 複合事件があるため、合計は申立件数と一致しない。

【割合】



昭和60年代以降、1号事件及び3号事件の割合は低下しており、逆に、2号事件の割合は上昇している。平成18年以降は、2号事件が半数近くを占めている。

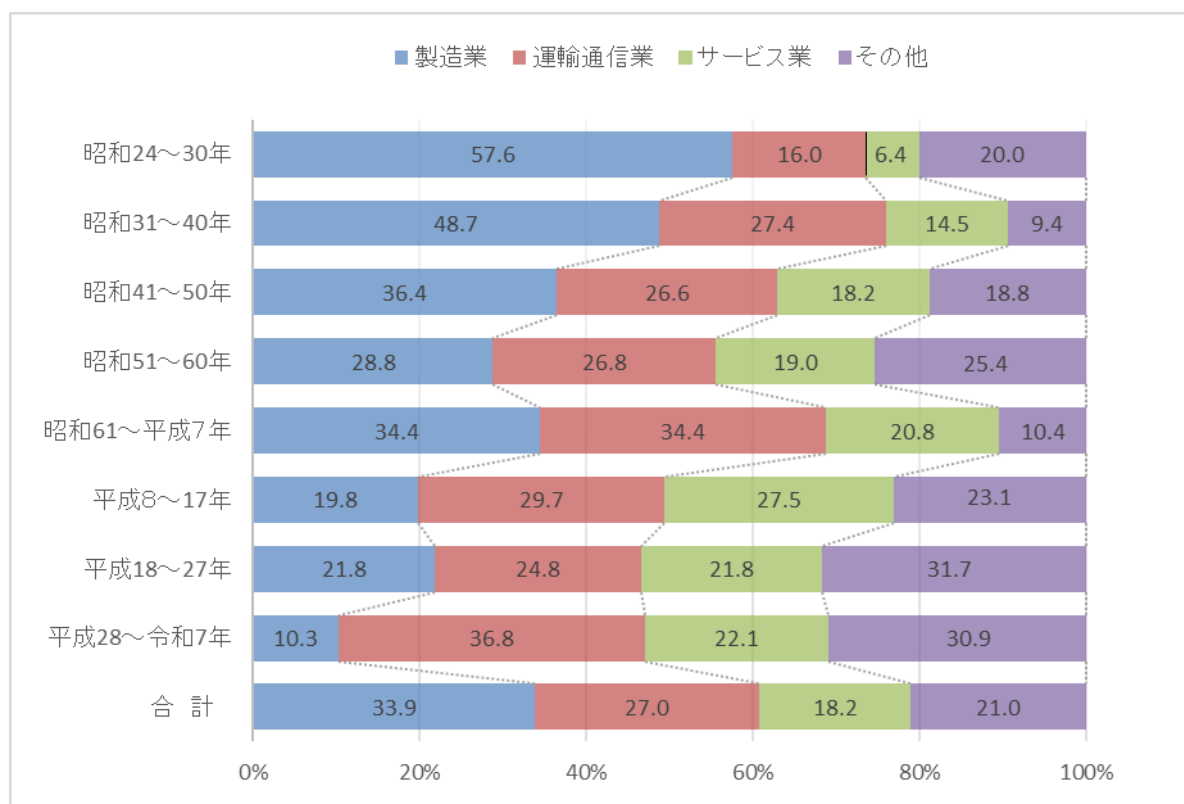
### 3 業種別申立件数

令和7年末までに申し立てられた事件に係る被申立人の業種別内訳及び割合は次のとおりである。

#### 【内訳】

年代 \ 業種	製造業	運輸通信業	サービス業	その他	合計
昭和24～30年	72	20	8	25	125
昭和31～40年	57	32	17	11	117
昭和41～50年	56	41	28	29	154
昭和51～60年	59	55	39	52	205
昭和61～平成7年	33	33	20	10	96
平成8～17年	18	27	25	21	91
平成18～27年	22	25	22	32	101
平成28～令和7年	7	25	15	21	68
合計	324	258	174	201	957

#### 【割合】



「製造業」の割合は低下してきており、逆に、「運輸通信業」の割合が上昇してきている。

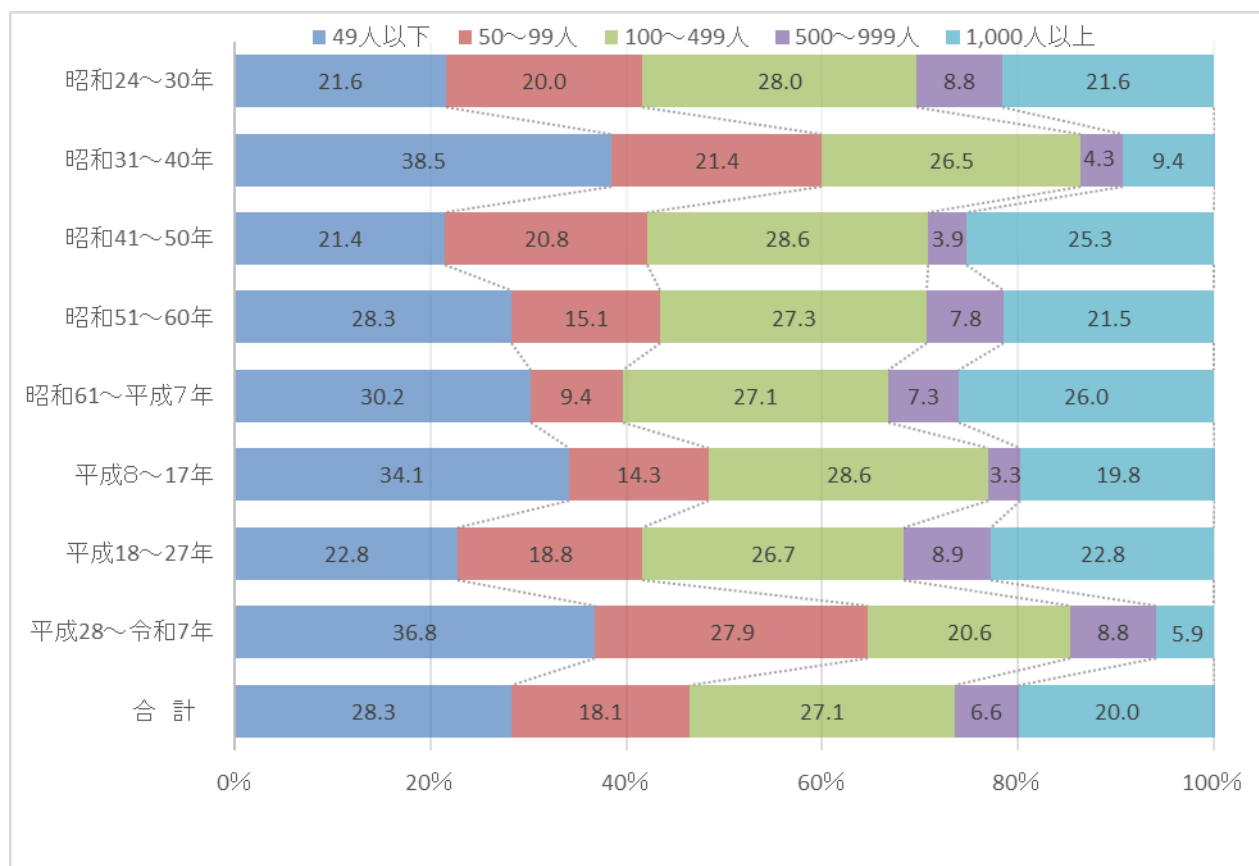
#### 4 規模別申立件数

令和7年末までに申し立てられた事件に係る被申立人の従業員規模別内訳及び割合は次のとおりである。

##### 【内訳】

年代 \ 規模	49 人以下	50～99 人	100～499 人	500～999 人	1,000 人以上	合 計
昭和 24～30 年	27	25	35	11	27	125
昭和 31～40 年	45	25	31	5	11	117
昭和 41～50 年	33	32	44	6	39	154
昭和 51～60 年	58	31	56	16	44	205
昭和 61～平成 7 年	29	9	26	7	25	96
平成 8～17 年	31	13	26	3	18	91
平成 18～27 年	23	19	27	9	23	101
平成 28～令和 7 年	25	19	14	6	4	68
合 計	271	173	259	63	191	957

##### 【割合】



昭和 40 年代から平成 17 年にかけて「49 人以下」の割合は上昇傾向にあったが、平成 18 年～27 年で低下したものの、平成 28 年～令和 7 年は再び上昇している。

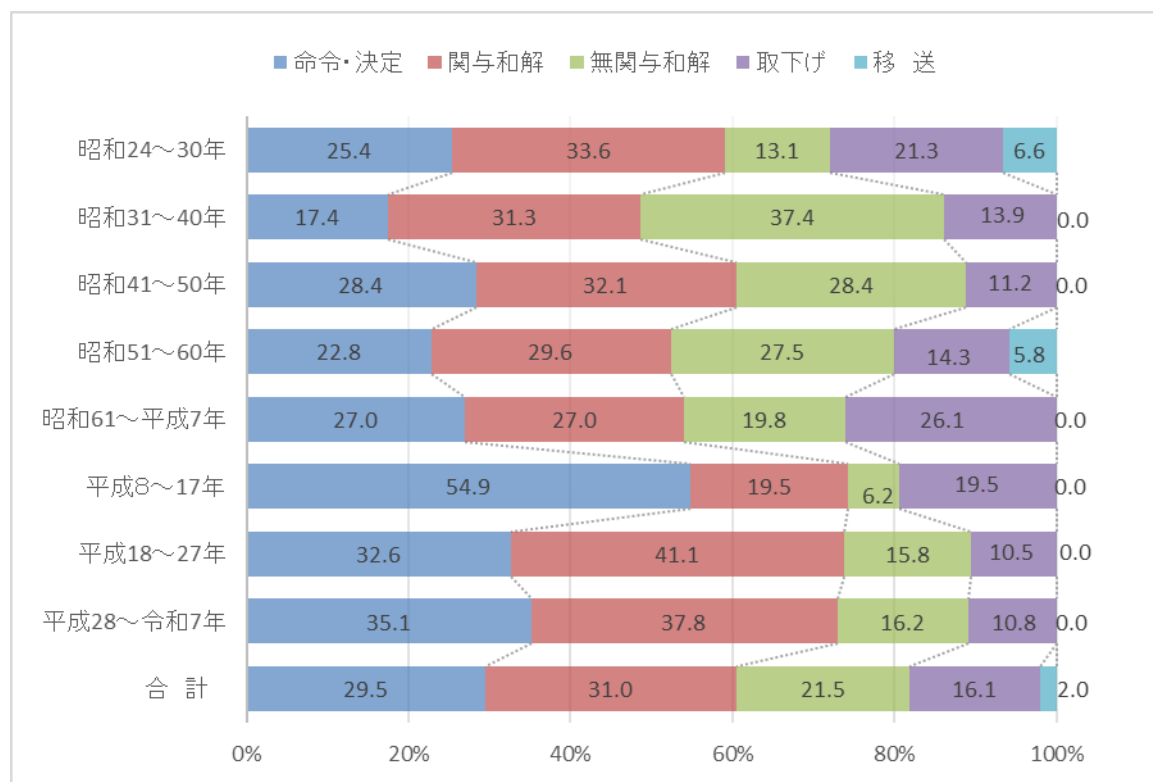
## 5 終結区分別件数

令和7年末までに終結した事件の合計は953件で、その内訳及び割合は次のとおりである。

### 【内訳】

年代 \ 終結区分	命令・決定	関与和解	無関与和解	取下げ	移送	合計
昭和24～30年	31	41	16	26	8	122
昭和31～40年	20	36	43	16	0	115
昭和41～50年	38	43	38	15	0	134
昭和51～60年	43	56	52	27	11	189
昭和61～平成7年	30	30	22	29	0	111
平成8～17年	62	22	7	22	0	113
平成18～27年	31	39	15	10	0	95
平成28～令和7年	26	28	12	8	0	74
合計	281	295	205	153	19	953

### 【割合】



平成8年～17年のみ、「命令・決定」の割合が、「和解」（関与和解及び無関与和解）の割合を上回っているが、それ以外の年代では「和解」の割合の方が高く、全体の約45%から約70%を占めている。

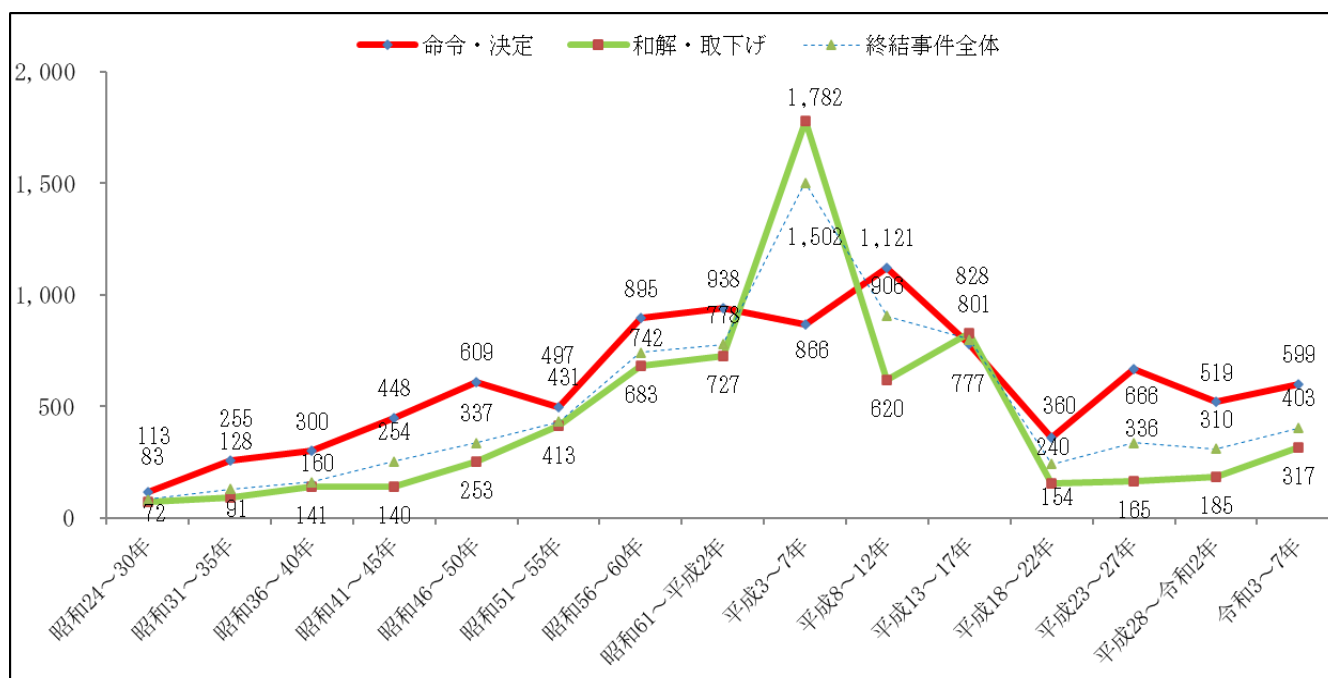
## 6 平均処理日数

令和 7 年末までに終結した事件の平均処理日数及び推移は次のとおりである。

【平均処理日数】

年代	終結区分	命令・決定	和解・取下げ	終結事件全体
昭和 24～30 年		113	72	83
昭和 31～35 年		255	91	128
昭和 36～40 年		300	141	160
昭和 41～45 年		448	140	254
昭和 46～50 年		609	253	337
昭和 51～55 年		497	413	431
昭和 56～60 年		895	683	742
昭和 61～平成 2 年		938	727	778
平成 3～7 年		866	1,782	1,502
平成 8～12 年		1,121	620	906
平成 13～17 年		777	828	801
平成 18～22 年		360	154	240
平成 23～27 年		666	165	336
平成 28～令和 2 年		519	185	310
令和 3～7 年		599	317	403

【推移】



「命令・決定」は平成 8 年～12 年まで、「和解・取下げ」は平成 13 年～17 年まで増加傾向にあったが、いずれも平成 18 年～22 年にかけて大きく減少し、その後緩やかに増加傾向にある。

(注) 平成 3 年～7 年の「和解・取下げ」の平均処理日数が長くなっているのは、特定組合の複数の長期事件が取り下げられたことによるもの

## 7 不服の状況

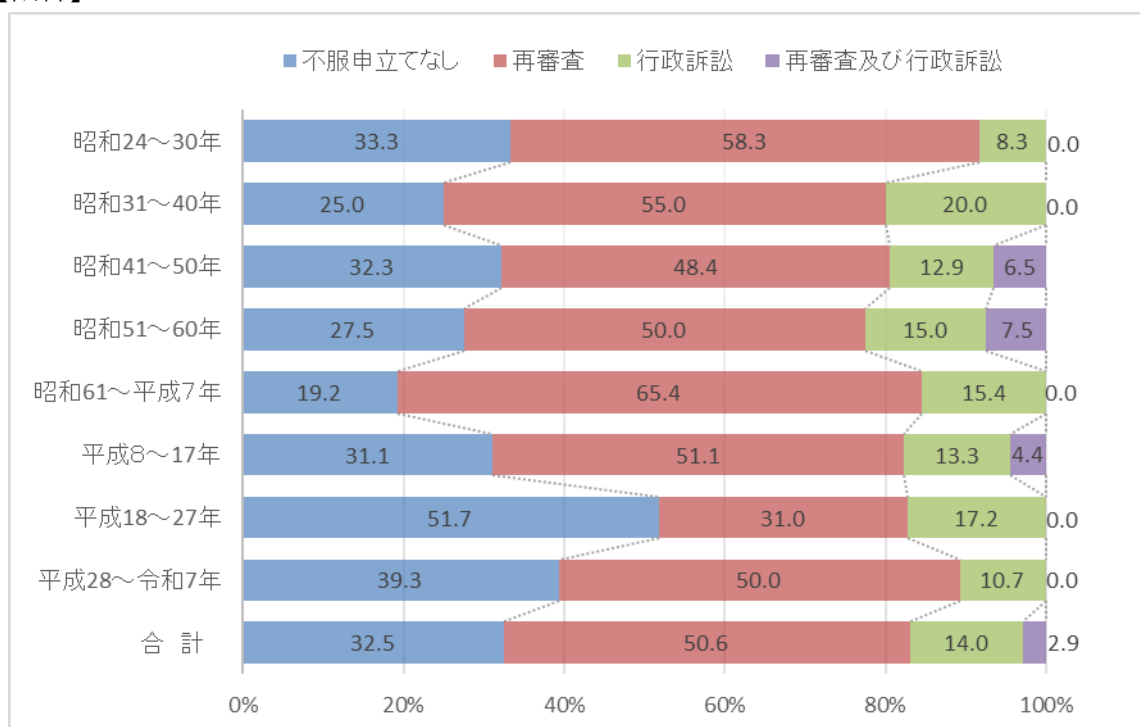
令和7年末までに提起された不服（再審査・行政訴訟）の合計は164件で、その内訳及び割合は次のとおりである。

### 【内訳】

年代	不服状況	不服申立てなし	再審査	行政訴訟	再審査及び行政訴訟	合計
昭和24～30年		8	14	2	0	24
昭和31～40年		5	11	4	0	20
昭和41～50年		10	15	4	2	31
昭和51～60年		11	20	6	3	40
昭和61～平成7年		5	17	4	0	26
平成8～17年		14	23	6	2	45
平成18～27年		15	9	5	0	29
平成28～令和7年		11	14	3	0	28
合計		79	123	34	7	243

※ 一つの命令・決定書に対する不服の状況について、「再審査」欄は、再審査申立てのみがなされた件数、「行政訴訟」欄は、取消訴訟のみが提起された件数、「再審査及び行政訴訟」欄は、再審査申立てと取消訴訟提起の両方がなされた件数を記載している。

### 【割合】



不服率は、平成18年～27年を除き、約60%から約80%の間で推移している。

## 8 再審査の状況

令和7年末までに当労働委員会の「命令・決定」を不服として中央労働委員会に再審査が申し立てられた件数の合計は147件で、そのうち145件が終結した。その内訳は次のとおりである。

## 【内訳】

年代	申立状況			終結状況										係属中
	労働者側	使用者側	合計	取下げ・和解					命令・決定				合計	
				取下げ	無関与 和解	関与 和解	勧告 和解	計	初審 支持	一部 変更	全部 変更	計		
昭和24～50年	15	30	45	5	13	15	-	33	9	1	0	10	43	2
昭和51～60年	8	24	32	3	6	11	-	20	8	0	0	8	28	4
昭和61～ 平成7年	5	14	19	7	0	1	-	8	2	3	0	5	13	6
平成8～17年	13	14	27	3	0	1	-	4	8	6	1	15	19	8
平成18～27年	6	4	10	1	1	1	3	6	2	1	0	3	9	1
平成28～ 令和7年	7	7	14	1		8		9	2	1		3	12	2
合計	54	93	147	20	20	37	3	80	31	12	1	44	124	-
				1	1	7		9	9	3		12	21	

※ 各年代の下段の件数は、前年代末に係属中であった事件のうち、終結したものを示す。

※ 本表記載の件数は、再審査申立ての実件数であり、一つの命令に対して労働者側、使用者側双方が再審査申立てを行った場合は2件とカウントしているため、「7 不服の状況」の表記載の件数とは一致しない。

再審査事件の終結状況は、「取下げ・和解」が89件、「命令・決定」が56件である。

「命令・決定」56件の内訳をみると、当労働委員会の命令支持が40件、一部変更を受けたものが15件、全部変更を受けたものが1件となっており、当労働委員会命令の支持率は71.4%である。

## 9 行政訴訟の状況

令和7年末までに行政訴訟が提起された件数の合計は46件で、全てが終結した。その内訳は次のとおりである。

### 【内訳】

区分 年代	提 起 状 況			終 結 状 況					係属中
	労働者側	使用者側	合 計	取下げ	判 決			合 計	
					命令支持	命令取消	計		
昭和24～50年	4	8	12	7	2	1	3	10	2
昭和51～60年	2	6	8	3	2	1	3	6	2
				2					
昭和61～平成7年	0	5	5	1	1	0	1	2	3
					2		2		
平成8～17年	6	4	10	5	2	1	3	8	2
					3		3		
平成18～27年	7	1	8	0	2	3	5	5	3
				1		1			
平成28～令和7年	2	1	3	2	1	0	1	3	0
					1		2		
合 計	21	25	46	18	10	6	16	34	—
				3					

※ 各年代の下段の件数は、前年代末に係属中であった事件のうち、終結したものを示す。

※ 本表記載の件数は、行政訴訟提起の実件数であり、一つの命令に対して労働者側、使用者側双方が行政訴訟を提起した場合は2件とカウントしているため、「7 不服の状況」の表記載の件数とは一致しない。

行政訴訟事件の終結状況は、「取下げ」が21件、「判決」が25件である。「判決」25件の内訳をみると、当労働委員会の命令支持が16件、命令取消が10件である。